





住民生活に密着した村づくり

平成29年度 下條村補助申請の事業(個別で申請を行う事業の一覧)

担当部署	補助金名称	補助内容
総務課	チャイルドシート購入補助	購入費用の半額補助 上限1万5千円 
	高齢者運転免許証自主返納支援事業	運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象にタクシー券1人につき月4枚(500円/枚)を支給 (所定の条件がありますので、詳しくは総務係へお問い合わせください)
	下條村移住奨励支度金	55歳以下で下條村内に定住するために下伊那郡外、県外から移住された方に20万円の支度金を支給 (詳しくは総務課へお問い合わせください)
	下條村若者新規就職応援補助金	30歳未満で下條村内に生活拠点があり、新卒採用として3年以上継続雇用される方に10万円の支給 (詳しくは総務課へお問い合わせください)
	空き家リフォーム等補助事業【新規】	村内の空き家の所有者になった方、または5年以上の賃貸借契約を締結した方で、村内及び村内に事務所等をおく施工業者が行うリフォーム費用の4分の1を補助(上限50万円) (詳しくは総務課へお問い合わせください)
	消火器新規購入・詰替補助	家庭用消火器の新規購入及び詰替えを行う際の半額補助(上限2,000円) ※年1回、消防団による消火器の点検の際にご依頼下さい。 
振興課	太陽光発電施設補助金	家庭用太陽光発電システム設置について1kwあたり5万円の補助限度額20万円(4kw) ※補助対象は10kw未満の施設 (所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください)
	住宅耐震診断・改修(補強)事業補助金【拡充】	昭和56年以前の木造戸建に対し、耐震診断・補強費用の補助診断料は無料、耐震補強は事業費の半額補助(上限100万円) (所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください)
	住宅リフォーム等補助事業	村内及び村内に事務所等をおく施工業者でリフォームを行う際に費用の4分の1を補助(上限20万円) ※上限金額まで、複数回の申請が可能 (所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください) 
	定住促進住宅新增改築等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅を新增改築と中古住宅購入の方に建築費用等の10分の1を補助 ※新築補助(上限100万円)、中古・増改築等補助(上限50万円) (所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください)

振 興 課	定住促進住宅用地取得等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅用地の購入、造成を行う方に購入・造成費用の2分の1を補助（上限100万円） （所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください）	
	空き家・空き店舗活用事業補助金	村内の空き家・空き店舗（1,000㎡未満）を活用し、起業し恒久的に事業を行う者に対し、工事費の2分の1を補助 ※20万円以上の工事費1/2を補助（上限50万円）	
	遊休荒廃農地再開発対策事業	遊休農地の解消をするための重機代補助（受益面積5a以上） 10a当たり限度額10万円、補助率10分の8以内	
	農地流動化促進事業	農地を借りて耕作する人に奨励金を交付 ※10アール以上の利用権設定の場合 10a当たり補助額3,000円～35,000円（設定期間により変動）	
	パイプハウス資材費補助事業	パイプハウス新設費用の4分の1を補助 1生産者限度額10万円以内、販売用農産物利用に限る 【拡充】認定農業者は2分の1、限度額20万円以内 （所定の条件がありますので、詳しくは経済係へお問い合わせください）	
	柿乾燥設備除湿設備購入補助金	柿の乾燥設備購入費用の10分の1を補助 【拡充】認定農業者は5分の1、限度額10万円以内 ※1生産者限度額5万円以内、販売用農産物利用に限る（扇風機は対象外）	
	かん水設備設置事業補助金【新規】	かん水設備設置費用の5分の1補助 1生産者限度額5万円以内、圃場下限面積（野菜3a、花卉1a以上）	
	防蛾灯導入事業補助金【新規】	LED防蛾灯設置費用の4分の1を補助 1生産者限度額5万円以内	
	有害鳥獣被害対策への補助制度	被害防止事業（デンボク等）に要した直接経費の5割以内を補助 ※補助の対象となる直接経費の上限は50万円まで	
	小規模耕地事業	ほ場整備、暗渠排水等に要した費用の5割以内の補助（事業費が50万円を超えた場合は事業者負担） （補助限度額10a当たり25万円、暗渠排水1m当たり2,500円）	
合併浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置の際の補助（1基当たり） 35万4千円～98万1千円（人槽により補助額が異なります）		

振 興 課	管外火葬場利用補助金	阿南斎場の利用ができない際に管外(飯田市斎苑・西部衛生センター火葬場等)で火葬を行った場合、阿南斎場利用料との差額分を補助(所定の条件がありますので、詳しくは建設係へお問い合わせください)
	生ごみ処理機購入補助金	1世帯あたり1基の補助 購入価格の2分の1を補助【生ごみ処理機2万円以上の機種、コンポスト等は一式5千円以上のもの】(補助の最高限度額は3万円)
	犬猫不妊去勢手術補助金	不妊去勢手術を行う犬・猫のオス、メスとも一匹につき5,000円を補助 
福 祉 課	高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業	高齢者・障害者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行えるための住宅改修事業 事業費の9割補助となりますが、1世帯当たりの上限は63万円 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください)
	家庭介護用品購入助成事業	要介護3以上の方を家庭で介護している家族に対し、介護用品の助成を行う事業 購入費の9割補助となりますが、1世帯当たりの上限は年額3万6千円 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください)
	高齢者自立生活支援住宅改修費支給事業	65歳以上で介護保険の認定を受けていない方が、介護保険に準じた内容の住宅改修を行う場合、改修費用の8割を補助(上限8万円) 事前の申請が必要ですので、詳しくは地域包括支援センター(いきいきらんど下條)へお問い合わせください
	インフルエンザ予防接種補助事業 【拡充】	0歳から中学3年生までのインフルエンザ接種料金の補助 13歳未満2回分(2回×2,000円)、13歳以上1回分(1回×2,000円) ※高校1年生から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方(身体障害手帳1級相当)の方も自己負担2,000円で接種ができます。
	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、治療費の助成を行う事業 治療に関する費用を、1年1回15万円(上限)、最高45万円まで助成 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください)
	肺炎球菌予防接種事業	1回目の予防接種より、5年経過した方に2回目の補助を行っています。肺炎球菌予防接種料7,825円のうち自己負担1,500円で接種ができます。ただし、村内2医療機関に限ります。(1回接種すると、5年間有効)
	人間ドック事業	下條村国民健康保険加入者の、40歳~74歳以下の方で村指定3か所の医療機関で受診した場合に8割の補助 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください) 
	脳ドック事業	村内在住の30歳~74歳未満の方で、村指定の2か所の医療機関で受診した場合に8割の補助 (受診内容・コースによって負担額も異なるため、詳しくは福祉課へお問い合わせください)

福祉課	人工透析通院助成事業	人工透析を必要としている方 通院に必要な自動車燃料費等の半額補助 ※ただし、公共交通機関を利用した場合は、実費の半額補助
	出産祝金支給事業 【拡充】	第2子出産以降5年以上居住する意思のある父母へ 第2子以上の1子につき8万円の支給、 第3子以上の1子につき50万円の支給 
	育児手当支給事業	第3子以降の子で3歳までの子ども1子につき、月額5,000円の 村内で使用できる商品券を支給 支給月（4、8、12月）
	低所得者利用負担軽減事業	介護保険サービスのうち在宅サービスを対象にサービス利用の 自己負担額の1/2を助成する事業 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください)
	生活管理指導短期宿泊委託 事業	村内において、介護保険の利用なしで介助を受けている方に、家 族が数日間自宅を留守にする場合など、一時的に施設へ入所する ことが、適当であると思われる場合に、宿泊費の助成を行う事業 (所定の条件がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください)
教育委員会	国の教育ローンに対し村独自の 保証料補給金制度	日本政策金融公庫からの『教育ローン』として借りた保証料を 全額、村から補助 ※日本学生支援機構の奨学金についても対 象とします。 (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)
	修学資金利子・保証料補給金 制度	金融機関から修学資金を借入れた場合、貸付額（上限300万円） の利子分と保証料を最大3%まで補助 (所定の条件がありますので、詳しくは 教育委員会へお問い合わせください) 
	高等学校等通学補助事業 【新規】	下條中学校を卒業し、高等学校等に入学し通学 している生徒の保護者に対し、通学費の一部を 補助 年額30,000円 (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)
	指定文化財補助事業 【新規】	村指定の文化財の維持管理及び保存保護に要する経費の2分の 1以内を補助（上限50万円） (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)
	村民学習支援事業	村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業に対し、 その講師等の費用について村が負担 (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)
	歴史的建造物等の改修補助 事業	地域に残る歴史的建造物の保存、維持、伝承を図るため改修・ 修繕費用の30%を補助（上限20万円） (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)
	通学路危険ブロック塀改修補 助事業	通学路に面したブロック塀の診断及び耐震補強を行う際に、診 断料の全額、耐震補強工事の8割を補助（上限40万円）※撤去 費用も対象となります。 (所定の条件がありますので、詳しくは教育委員会へお問い合わせください)